

資料10	令和8年1月19日 第2期児童福祉審議会 第2回本委員会
------	------------------------------------

## 「意見表明等支援事業」等の実施状況について

### 1 意見表明等支援事業の実施状況

児童福祉法第6条の3第17項に基づき、児童相談所の措置等(一時保護、施設入所、里親委託等)の決定・解除・変更等のタイミングや、一時保護所・施設・里親のもとでの生活場面等において、意見表明等支援員が、子どもの意見や意向を聞き、児童相談所その他の関係機関との連絡調整等を行う。

#### (1)実績

	令和5年度 (10月より開始)	令和6年度	令和7年度 (11月末時点)	合計
訪問件数	6	45	39	90
説明会・ワークショップ	6	11	12	29
面談件数	5	39	65	109
意見表明件数	6	14	32	52

#### (2)実施状況

##### ●令和5年度

- ・10月から意見表明等支援員(子どもアドボケイト)1名を委嘱し、月1回一時保護所への訪問して、意見表明等支援を開始。
- ・毎回、ワークショップを行い、意見形成支援を行うとともに遊びを通じた関係性を構築。希望者への面談を実施。

##### ●令和6年度

- ・6月から子どもアドボカシーに取組んでいる団体の支援員に委嘱し、週1回一時保護所へ訪問して意見表明等支援を開始。  
過年度同様に遊びを通じた関係性を構築する中で希望する児童への面談を実施。

##### ●令和7年度

- ・一般社団法人子どもの声からはじめようへ委託し、週1回の一時保護所訪問を継続。  
また、児童養護施設入所中の児童や家庭復帰した児童(経過観察中)の要請に対し、個別訪問を実施。(児童2名／延べ意見表明件数4件)

##### ●令和8年度

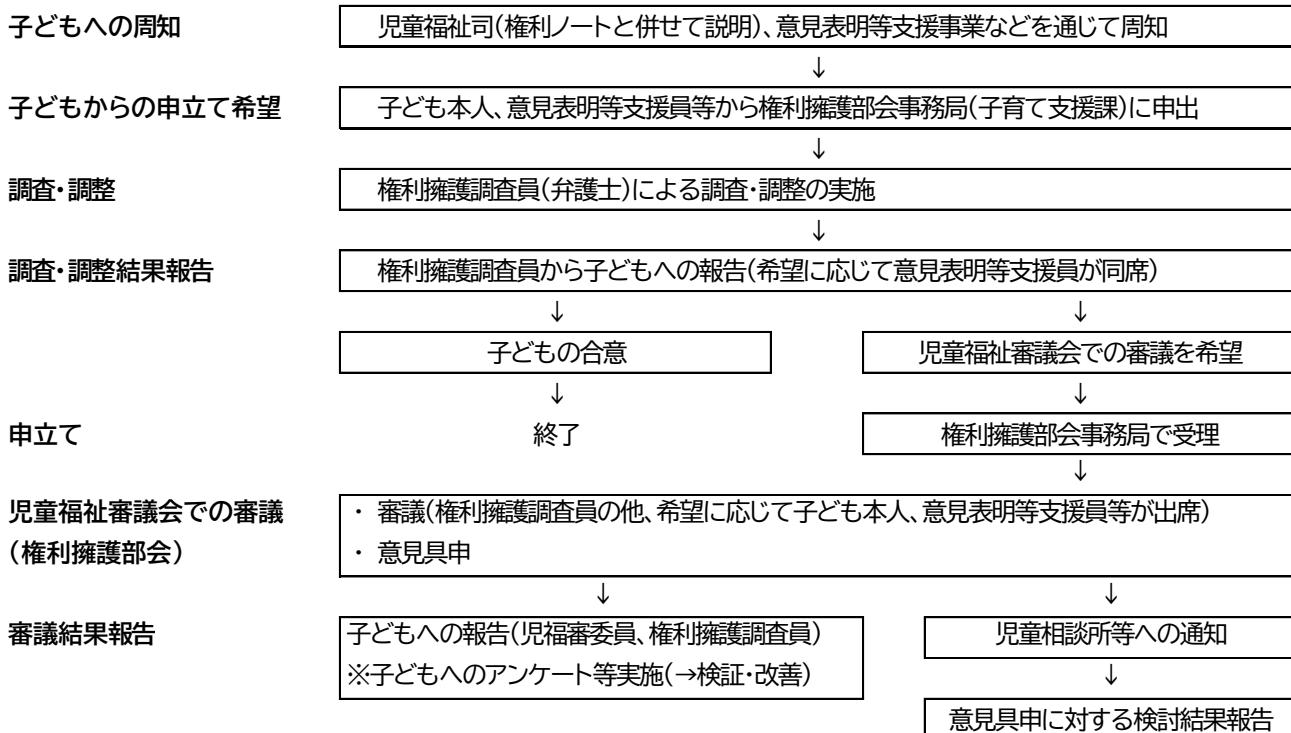
- ・一時保護所への定期訪問を継続するとともに、児童養護施設や里親宅にいる児童への事業利用の拡大を図る。

## 2 子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度について

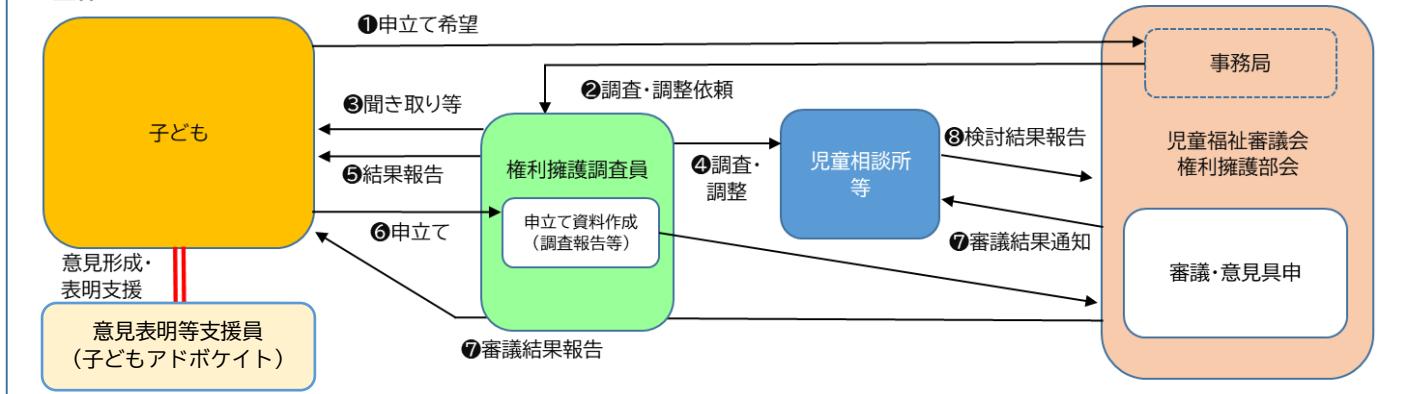
子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度を、令和6年4月1日から開始。

説明用リーフレットを作成し、子どもへの周知を進めている(令和7年12月末時点で事例なし)。

### 【実施フロー】



### «全体イメージ»



【周知用リーフレット(小学生程度向け)】



【周知用リーフレット(中学生以上向け)】